

芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 老人福祉の向上と増進を図るため、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第15条第3項の規定に基づき、芦屋市立養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 老人ホームは、<u>次に掲げる事業</u>を行う。</p> <p>(1) <u>法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号の規定による入所の措置を受けた者の養護に関する事業</u></p> <p>(2) <u>前号の措置を受けた者に対し、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に関する事業(以下「入居者生活介護事業」という。)</u></p> <p>(3) <u>その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 <u>入居者生活介護事業を利用する者は、利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、介護保険法第41条第4項第2号又は第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 老人福祉の向上と増進を図るため、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第15条第3項の規定に基づき、芦屋市立養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 老人ホームは、<u>法第10条の4第1項第3号及び第11条第1項第1号の規定による入所の措置を受けた者の養護その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事業</u>を行う。</p>

改正案	現 行
<p>3 <u>次条第1項の規定により，老人ホームの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせた場合にあつては，市長は，同法第244条の2第8項の規定により，利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の場合における利用料金は，指定管理者が第2項に定める利用料金の額の範囲内において，市長の承認を得て定めるものとする。</u> （管理の代行等）</p> <p>第7条 市長は，地方自治法第244条の2第3項の規定により，老人ホームの管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 （省略） （補則）</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。</p>	<p>（管理の代行等）</p> <p>第6条 市長は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により，老人ホームの管理を指定管理者（<u>同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。</u>）に行わせることができる。</p> <p>2 （省略） （補則）</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。</p>

●厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(第6条関係)

(単位:円)

	要介護状態区分	単位数	単価	金額
介護予防特定施設入居者生活介護(1日)	要支援1	179	10.68	1,911
	要支援2	308	10.68	3,289
特定施設入居者生活介護(1日)	要介護1	533	10.68	5,692
	要介護2	597	10.68	6,375
	要介護3	666	10.68	7,112
	要介護4	730	10.68	7,796
	要介護5	798	10.68	8,522